

伊賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月3日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

## 伊賀市条例第33号

伊賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年伊賀市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「第17条の2第1項」を「第17条の3第1項」に、「がある者」を「があるもの」に改める。

第17条の3を第17条の4とする。

第17条の2第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第17条の3とし、第17条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第17条の2 任命権者は、伊賀市職員の育児休業等に関する条例（平成16年伊賀市条例第47号）第25条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 伊賀市職員の育児休業等に関する条例第25条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
  - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
  - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の伊賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

伊賀市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月3日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

## 伊賀市条例第34号

伊賀市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市職員の育児休業等に関する条例（平成16年伊賀市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第2項の」を「から第3項まで及び第5項の」に改める。

第21条第2号中「(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。)」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第22条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ）」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という）」に改め、「、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を削り、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第22条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第22条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第22条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第22条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第22条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第23条第1項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第24条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第24条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の伊賀市職員の育児休業等に関する条例第22条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中

「10」とあるのは「5」とする。

伊賀市地区市民センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月3日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市条例第35号

伊賀市地区市民センター条例の一部を改正する条例

伊賀市地区市民センター条例（平成16年伊賀市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条の表島ヶ原地区市民センターの項中「4696番地9」を「4739番地」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（島ヶ原会館条例の廃止）

2 島ヶ原会館条例（平成16年伊賀市条例第270号）は、廃止する。

伊賀市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月3日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

## 伊賀市条例第36号

伊賀市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例（平成17年伊賀市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第3条中「のいずれも」を削る。

第5条第3号中「前項」を「前号」に改める。

第6条第2項中「長期休業期間中」を「学校休業期間中」に改める。

第7条中「への」を「の」に改める。

第8条中「児童クラブへの利用を承認しない」を「前条に規定する承認をしない」に改め、同条第2号中「利用している児童の数が、規則」を「規則」に、「定員に達している」を「利用定員を超える」に改め、同号第3号中「その他児童クラブ」を「前2号に掲げる場合のほか、児童クラブ」に、「及び」を「又は」に改める。

第9条第1項中「を利用する」を「の利用の承認をした」に、「利用者」を「利用児童」に、「かかり」を「感染し」に改め、「又は」の次に「児童クラブの」を加え、同条第2項中「児童」を「利用児童」に改め、「のいずれか」を削り、「又は」の次に「児童クラブの」を加え、「利用」を「当該利用児童に係る児童クラブの利用」に改める。

第10条中「利用する児童」を「利用児童」に改める。

第11条中「特に必要」を「特別の理由」に、「認めた場合」を「認めるとき」に改め、「利用する児童の保護者に対し」を削り、「前条の利用料金を免除し」を「利用料金を減額し」に、「一部を減額する」を「免除する」に改める。

第13条の見出しを「(利用料金の返還)」に改め、同条中「既に納入された」を「既納の」に、「還付し」を「返還し」に改め、同条ただし書中「帰さない」を「帰することができない」に、「を利用できなかった場合は、利用料金の」を「の利用を中止した場合であって、

市長が利用料金を返還することを相当と認めるときは、その」に、「還付する」を「返還する」に改める。

第14条第3号中「その他児童クラブ」を「前2号に掲げるもののほか、児童クラブ」に、「認めた」を「認める」に改める。

別表1 島ヶ原放課後児童クラブの項中「4696 番地9」を「514 番地2」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月3日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

## 伊賀市条例第 37 号

伊賀市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
伊賀市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 132 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表伊賀市島ヶ原子育て支援センターの項中「4696 番地 9」を「4736 番地」に改める。

第 7 条第 4 号中「その他市長」を「前 3 号に掲げる者のほか、市長」に改める。

第 8 条中「、利用が」を「、施設の利用が」に改め、「、利用を制限されたとき」を削り、「退去を命ぜられた」を「前条の規定により施設から退去させられることとなった」に改める。

第 11 条中「市長が」を「規則で」に改める。

### 附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月3日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

## 伊賀市条例第38号

伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年伊賀市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第42条第3項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「全て」を「いずれか」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措

置が講じられていること。

- (2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第5項中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月3日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

## 伊賀市条例第39号

伊賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊賀市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項中「次条第2号」を「次条第1項第2号」に改める。

第7条第1項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第7条第3項第1号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全て」を「いずれか」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措

置が講じられていること。

- (2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第7条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第17条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第4項中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月3日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市条例第 40 号

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

「

投票管理者	投票所	日額	12,800 円
	期日前投票所	日額	11,300 円
開票管理者		日額	10,800 円
選挙長		日額	10,800 円
投票立会人	投票所	立会時間が 7 時間を超える者	日額 10,900 円
		立会時間が 7 時間以下の者	日額 5,450 円
	期日前投票所	立会時間が 6 時間を超える者	日額 9,600 円
		立会時間が 6 時間以下の者	日額 4,800 円
	指定施設の不在者投		日額 10,900 円以内

別表中

を

	票施設の外部立会人	で事務従事した時間に相応した額
開票立会人		日額 8,900円
選挙立会人		日額 8,900円

「

投票管理者	投票所		日額 14,500円
	期日前投票所		日額 12,800円
開票管理者			日額 12,200円
選挙長			日額 12,200円
投票立会人	投票所	立会時間が7時間を超える者	日額 12,400円
		立会時間が7時間以下の者	日額 6,200円
	期日前投票所	立会時間が6時間を超える者	日額 10,900円
		立会時間が6時間以下の者	日額 5,450円
	指定施設の不在者投票施設の外部立会人		日額 12,400円以内 で事務従事した時間に相応した額
	開票立会人		
選挙立会人			日額 10,100円

に改める。

」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。